令和７年度相談支援従事者初任者研修　事前課題

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講番号 |  | 受講者氏名 |  |

**障害者総合支援法及び児童福祉法における障害福祉サービス**

|  |
| --- |
| 【本事前課題の位置づけ】　相談支援専門員として従事するうえで必要な基礎知識を獲得するための事前課題（問題集）です。相談支援従事者初任者研修では、この知識を土台に、各講義及び各演習を実施します。【取り組み方法】　・下記「障害福祉サービス一覧表」の**太枠囲み**（1～61）を埋めて表を完成させてください。　　※障害福祉サービス一覧表内の「家事援助中心」欄を参考に記入してください。　・「サービス名」を埋める際は下記「サービス名選択肢」の中から選んで埋めてください。　・「サービス内容」を埋める際は上段にサービスの概要、下段に対象要件をそれぞれ自身で調べて記入してください。　　※記入欄は必要に応じて枠を広げて記入してください。【参考資料】　・障害者総合支援法　事業者ハンドブック報酬編（中央法規）　・障害者相談支援従事者研修テキスト初任者研修編（中央法規）　・厚生労働省HP　『障害福祉サービスについて』　　・こども家庭庁HP　『障害児支援施策の概要』　・群馬県『障害者福祉制度のごあんない』　＊群馬県HPよりダウンロードできます |

|  |
| --- |
|  サービス名選択肢 |
| ＜介護給付＞通院等介助/通院等乗降介助/身体介護中心/重度訪問介護/同行援護/行動援護/施設入所支援/生活介護/短期入所（ショートステイ） | ＜訓練等給付＞自立訓練（生活訓練）/自立訓練（機能訓練）/宿泊型自立訓練/就労継続支援A型（雇用型）/就労継続支援Ｂ型（非雇用型）/就労移行支援/就労選択支援/共同生活援助（グループホーム）/自立生活援助 |
| ＜児童福祉法＞児童発達支援/旧医療型児童発達支援/放課後等デイサービス/保育所等訪問支援/居宅型児童発達支援/障害児入所施設（福祉型・医療型） | ＜地域生活支援事業＞理解促進研修・啓発事業/自発的活動支援事業/成年後見制度利用促進事業/成年後見制度法人後見支援事業/障害者相談支援事業/基幹相談支援センター機能強化事業/居住サポート事業/意思疎通支援事業/日常生活用具給付等事業/手話奉仕員養成研修事業/地域活動支援センター機能強化事業/移動支援事業/登録介護者事業/サービスステーション事業/日中一時支援事業/福祉ホーム事業/心身障害児集団活動・訓練事業/訪問入浴サービス |
| ＜相談支援事業＞地域相談支援/計画相談支援/障害児相談支援 |

**＜障害福祉サービス一覧表＞**

障害者総合支援法（介護給付）

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | サービス内容 |
| 居宅介護 | 家事援助 | 居宅において調理・洗濯・掃除等の家事を援助します。食料等の買い物も可能です。 |
| 対象要件 | 障害支援区分が区分１以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者 |
| 1 | 居宅において入浴・食事・排せつ等の身体的な介護をします。 |
| 対象要件 | 障害支援区分が区分１以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者 |
| 2 | 通院時の車への乗り降りを援助します。 |
| 対象要件 | 障害支援区分が区分１以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者 |
| 3 | 通院時の付き添いや市役所等への手続き等を援助します。 |
| 対象要件 | 4　 |
| 5 | 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います。 |
| 対象要件 | 6 　 |
| 7 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。 |
| 対象要件 | 8　 |
| 9  | 10 　 |
| 対象要件 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が１点以上の者　※　障害支援区分の認定を必要としないものとする。 |
| 11  | 　障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 12 　 |
| 療養介護 | 13 　 |
| 対象要件 | 14 　 |
| 15  | 　施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。 |
| 対象要件 | 16 　 |
| 17  | 　居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 18　 |
| 重度障害者包括支援 | 19　 |
| 対象要件 | 20　 |

障害者総合支援法（訓練等給付）

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **サービス内容** |
| 21  | 障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。又、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を行います。 |
| 対象要件 | 障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。） |
| 22  | 居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。 |
| 対象要件 | 障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者。具体的には次のような例が挙げられます。(1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者(2) 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※１）(3) 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めない（※２）ため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者※１の例1. 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合2. 人間関係や環境の変化等により、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し 等）3. その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合※２の例1. 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合2. 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合3. 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合4. その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合 |
| 23  | 　障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 　自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者 |
| 24  | 　障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 　地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられます。(1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る　　上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支　　　援が必要な者(2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維　　持・回復などの支援が必要な者 等 |
| 25  | 　障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 26　 |
| 27  | 　就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 28　 |
| 29  | 　通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 30　 |
| 31  | 　通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 　企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。具体的には次のような例が挙げられます。(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者(2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかな　　かった者(3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者　　※ 65歳以上の者については、65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。 |
| 就労定着支援 | 32　 |
| 対象要件 | 33　 |
| 34  | 　障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。（令和７年１０月１日施行） |
| 対象要件 | 　就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者。　※令和７年１０月以降、就労継続支援Ｂ型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援Ａ型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和９年４月以降、原則として就労選択支援を利用する。 |

児童福祉法（障害児通所支援給付）

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | サービス内容 |
| 35  | 放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 　学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に療育の必要があると認められた障害児　※ 障害者手帳を有することは必須要件ではありません。 |
| 36  | 　日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。児童発達支援センターと児童発達支援事業の２類型があります。 |
| 対象要件 | 　集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。具体的には以下のような例が挙げられます。(1) 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要があると認められた児童(2) 保育所等に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童　※ 医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではありません。 |
| 37  | 　居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 重度の障害の状態にあり、児童発達支援等を受けるために外出をすることができないと認められた障害児。具体的には以下のような例が挙げられます。（1）人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態（2）重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態　等　※ 確認のため障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須 |
| 38  | 　日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。 |
| 対象要件 | 　肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援の必要があると認められた障害児 |
| 39  | 　訪問支援員等が保育所等を訪問し、障害児本人に対し集団生活適応のための訓練や、施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行います。 |
| 対象要件 | 　保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通う（予定がある）障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する障害児であって、集団生活の適応のための専門的な支援が必要と認められた障害児 |

児童福祉法（障害児入所支援給付）

|  |  |
| --- | --- |
| 40  | 保護、日常生活の指導及び独立自立に必要な知識技能の付与を行います。必要に応じて医療的なケアを受ける事ができます。また、施設の設備により福祉型・医療型の2種類があります。 |
| 対象要件 | 　児童相談所において、療育が必要と認められた18歳以下の障害児。医療型においては、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児に限る。　※ 手帳の有無は問いません。 |

障害者総合支援法（地域生活支援事業）

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **サービス内容** |
| 相談支援事業 | 41  | 　障害のある人、その保護者、介護者などからの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。 |
| 42  | 　地域における相談支援機能の強化を図るため、専門的職員を配置し、地域の相談支援従事者の人材育成や支援の質の向上のための取組、自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組等を行います。 |
| 43  | 　賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障害者等について、入居支援や生活上の課題に応じて関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。 |
| 44  | 　成年後見制度における法人後見活動を支援する為に、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。 |
| 45  | 　障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。 |
| 46  | 　障害のある方が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくし共生社会の実現を図るため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、広報活動等を行います。 |
| 47  | 　聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図る事に支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。 |
| 48  | 　聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。 |
| 49  | 　重度障害のある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 |
| 50  | 　創作的活動や生産活動の機会の提供をすると共に、社会との交流の促進を行います。 |
| 51  | 　障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート活動、災害対策活動、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。 |
| 52  | 　障害者等が円滑に外出できるよう、移動及び外出時のお手伝いをします。 |
| 53  | 　特別支援学校等の放課後、学齢期にある障害児を対象に、集団活動や社会適応訓練を行います。 |
| 54  | 　障害のある人または発達障害児の介護者が疾病等の理由により一時的に介護が出来ない場合、市に登録しているステーションで介護をします。 |
| 55  | 　障害のある人または発達障害児の介護者が疾病等の理由により一時的に介護が出来ない場合、市町村に登録している介護者が介護をします。 |
| 56  | 　日中一時的な預かりにより家族の一時的な介護負担の軽減を図り、また障害者等の日中における活動の場を確保します。 |
| 57  | 　在宅で寝たきりの状態にある障害者等に対して、入浴専用車両等で自宅に訪問し、専用の浴槽を使用して入浴サービスを行います。 |
| 58  | 　現に住居を必要としている障害者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。 |

障害者総合支援法（相談支援）

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **サービス内容** |
| 59  | 　障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います（サービス利用支援）。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います（継続サービス利用支援）。 |
| 60 | 地域移行支援 | 　障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | 次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者（1）障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者（2）精神科病院に入院している精神障害者（3）救護施設又は厚生施設に入所している障害者（4）刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者（5）更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害者 |
| 地域定着支援 | 　居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。 |
| 対象要件 | （1）居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者（2）居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 |

児童福祉法（相談支援）

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **サービス内容** |
| 61  | 　障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います（障害児支援利用援助）。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います（継続障害児支援利用援助）。 |